

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認中部地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	18 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	16 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	8 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年4月から同年6月までの期間及び44年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年7月から42年6月まで
② 昭和44年7月

私たち夫婦は、結婚した頃（昭和41年7月）に国民年金に加入し、国民年金保険料は、自宅に集金に来ていた女性の方に妻が夫婦二人分を一緒に納付していた。集金人に保険料が納付できずに断った記憶は無いので、申立期間について、保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、申立期間を除く国民年金加入期間において国民年金保険料の未納は無く、夫婦の保険料を納付していたとする妻は、国民年金に任意加入し保険料を納付している時期もあり、保険料の納付意識が高かったものとみられる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、昭和42年10月頃に連番で払い出され、申立人夫婦に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人夫婦の国民年金加入手続は、この頃に行われ、41年7月まで遡って被保険者資格を取得する事務処理が行われていたものとみられる。このため、申立期間①のうち、同年7月から42年3月までの期間の保険料は、過年度保険料として、同年4月から同年6月までの期間及び申立期間②の保険料は、現年度保険料として納付することが可能であった。

さらに、申立人夫婦は、申立期間の国民年金保険料については、自宅に集金に来ていた女性に納付していたとしているところ、申立人夫婦が当時居住していたA市においては、昭和53年度までは集金人（国民年金推進員）による現

年度保険料の徴収が行われていたことが確認できる。

加えて、申立人の国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）によると、申立期間①直後から申立期間②直前までの期間（昭和42年7月から44年6月まで）の国民年金保険料については、現年度保険料として納付されていたことが確認でき、集金人が保険料を徴収したものとみられるところ、申立期間①のうち、42年4月から同年6月までの期間及び申立期間②については、上述の現年度保険料として納付されていた期間と同一年度であることから、同様に集金人による保険料の徴収活動が行われていたことがうかがわれ、集金人による現年度保険料の徴収が可能であった当該期間については、納付意識の高かった申立人夫婦が保険料を納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間①のうち、昭和41年7月から42年3月までの期間については、上述のとおり、過年度保険料として国民年金保険料を納付することが可能であったものの、A市によると、集金人は、過年度保険料を取り扱っていなかったとしているほか、申立人夫婦は、申立期間当時は集金人以外に保険料を納付した覚えは無く、遡って保険料を納付した覚えも無いとしていることから、申立人夫婦が当該期間の保険料を納付していたと推認することまではできない。

また、申立人夫婦が申立期間①のうち、昭和41年7月から42年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和42年4月から同年6月までの期間及び44年7月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年4月から同年6月までの期間及び44年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年7月から42年6月まで
② 昭和44年7月

私たち夫婦は、結婚した頃（昭和41年7月）に国民年金に加入し、国民年金保険料は、自宅に集金に来ていた女性の方に私が夫婦二人分を一緒に納付していた。集金人に保険料が納付できずに断った記憶は無いので、申立期間について、保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、申立期間を除く国民年金加入期間において国民年金保険料の未納は無く、夫婦の保険料を納付していたとする申立人は、国民年金に任意加入し保険料を納付している時期もあり、保険料の納付意識が高かったものとみられる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、昭和42年10月頃に連番で払い出され、申立人夫婦に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人夫婦の国民年金加入手続は、この頃に行われ、41年7月まで遡って被保険者資格を取得する事務処理が行われていたものとみられる。このため、申立期間①のうち、同年7月から42年3月までの期間の保険料は、過年度保険料として、同年4月から同年6月までの期間及び申立期間②の保険料は、現年度保険料として納付することが可能であった。

さらに、申立人夫婦は、申立期間の国民年金保険料については、自宅に集金に来ていた女性に納付していたとしているところ、申立人夫婦が当時居住していたA市においては、昭和53年度までは集金人（国民年金推進員）による現

年度保険料の徴収が行われていたことが確認できる。

加えて、夫の国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）によると、申立期間①直後から申立期間②直前までの期間（昭和42年7月から44年6月まで）の国民年金保険料については、現年度保険料として納付されていたことが確認でき、集金人が保険料を徴収したものとみられるところ、申立期間①のうち、42年4月から同年6月までの期間及び申立期間②については、上述の現年度保険料として納付されていた期間と同一年度であることから、同様に集金人による保険料の徴収活動が行われていたことがうかがわれ、集金人による現年度保険料の徴収が可能であった当該期間については、納付意識の高かった申立人夫婦が保険料を納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間①のうち、昭和41年7月から42年3月までの期間については、上述のとおり、過年度保険料として国民年金保険料を納付することが可能であったものの、A市によると、集金人は、過年度保険料を取り扱っていなかったとしているほか、申立人夫婦は、申立期間当時は集金人以外に保険料を納付した覚えは無く、遡って保険料を納付した覚えも無いとしていることから、申立人夫婦が当該期間の保険料を納付していたと推認することまではできない。

また、申立人夫婦が申立期間①のうち、昭和41年7月から42年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和42年4月から同年6月までの期間及び44年7月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

中部（愛知）厚生年金 事案 7934

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を38万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月10日

申立期間について、賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された支給控除項目一覧表により、申立人が申立期間において、その主張する標準賞与額（38万1,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、上記支給控除項目一覧表に記載されている申立人を含む多数の同僚について、申立期間における賞与の支給及び保険料控除が確認できるにもかかわらず、オンライン記録において当該賞与の支払に係る届出の記録が無く、社会保険事務所（当時）がこれら全員の標準賞与額を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主が社会保険事務所に対し当該期間の賞与の支払に係る届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部（愛知）厚生年金 事案 7935

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を38万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月10日

申立期間について、賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された支給控除項目一覧表により、申立人が申立期間において、その主張する標準賞与額（38万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、上記支給控除項目一覧表に記載されている申立人を含む多数の同僚について、申立期間における賞与の支給及び保険料控除が確認できるにもかかわらず、オンライン記録において当該賞与の支払に係る届出の記録が無く、社会保険事務所（当時）がこれら全員の標準賞与額を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主が社会保険事務所に対し当該期間の賞与の支払に係る届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を9万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 12 月 10 日

申立期間について、賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された預金通帳の写しにより、申立人は申立期間にA社から賞与を支給されていたことが確認できる。

また、A社から提出された申立期間の支給控除項目一覧表によると、当該一覧表において賞与の支給が確認できる多数の同僚について、いずれも賞与から支給額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人についても、賞与から支給額に見合う厚生年金保険料が事業主により控除されていたものと推認される。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記預金通帳の写しにおいて確認できる賞与振込額から推認できる賞与支給額及び保険料控除額から判断すると、9万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、上述のとおり、上記支給控除項目一覧表に記載されている多数の同僚について、申立期間における賞与の支給及び保険料控除が確認できるにもかかわらず、オンライン記録において当該賞与の支払に係る届出の記録が無く、社会保険事務所（当時）がこれら全員の標準賞与額を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主が社会保険事務所に対し当該期間の賞与の支払に係る届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部（愛知）厚生年金 事案 7937

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和49年1月1日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、8万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月25日から49年1月1日まで
申立期間当時、A社及びB社に継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人はA社及びB社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、A社の事業所別被保険者名簿によると、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、当初、昭和49年1月1日と記載されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日である同年2月28日より後の同年3月25日付けで、遡って48年12月25日に訂正されているとともに、同社の多数の被保険者についても同様の処理が行われていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、社会保険事務所（当時）が昭和48年12月25日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日は事業主が当初届け出た49年1月1日であると認められる。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人の上記訂正前の事業所別被保険者名簿から、8万6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は2万7,000円、申立期間②は13万6,000円、申立期間③は15万7,000円、申立期間④は17万8,000円、申立期間⑤は13万6,000円、申立期間⑥は17万円、申立期間⑦は12万2,000円、申立期間⑧は17万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月21日
② 平成16年12月20日
③ 平成17年7月20日
④ 平成17年12月20日
⑤ 平成18年7月20日
⑥ 平成18年12月20日
⑦ 平成19年7月19日
⑧ 平成19年12月20日

A社において、平成16年7月、同年12月、17年7月、同年12月、18年7月、同年12月、19年7月及び同年12月の賞与の記録が無いので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②、③、④、⑦及び⑧については、申立人から提出された預金通帳の写し及び複数の同僚から提出された賞与支払明細書の写しから、また、申立期間⑤及び⑥については、A社から提出された給与台帳から判断して、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（申立期間①は2万7,000円、申立期間②は13万6,000円、申立期間③は15万7,000円、申立期間④は

17万8,000円、申立期間⑤は13万6,000円、申立期間⑥は17万円、申立期間⑦は12万2,000円、申立期間⑧は17万2,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る保険料を納付したか否かについて不明としているが、オンライン記録によると、申立期間当時の申立人を含むA社の被保険者全員について、賞与に係る記録が確認できないことから、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は18万5,000円、申立期間②は24万5,000円、申立期間③は19万円、申立期間④は24万9,000円、申立期間⑤は19万3,000円、申立期間⑥は25万4,000円、申立期間⑦は17万4,000円、申立期間⑧は22万7,000円、申立期間⑨は16万2,000円、申立期間⑩は23万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月18日
② 平成15年12月18日
③ 平成16年7月21日
④ 平成16年12月20日
⑤ 平成17年7月20日
⑥ 平成17年12月20日
⑦ 平成18年7月20日
⑧ 平成18年12月20日
⑨ 平成19年7月19日
⑩ 平成19年12月20日

A社において、平成15年7月、同年12月、16年7月、同年12月、17年7月、同年12月、18年7月、同年12月、19年7月及び同年12月の賞与の記録が無いので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②、③、④、⑤、⑥及び⑩については、申立人から提出された預金通帳の写し及び複数の同僚から提出された賞与支払明細書の写しから、申

立期間⑦及び⑧については、A社から提出された給与台帳から、申立期間⑨については、申立人から提出された賞与支払明細書から判断して、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（申立期間①は18万5,000円、申立期間②は24万5,000円、申立期間③は19万円、申立期間④は24万9,000円、申立期間⑤は19万3,000円、申立期間⑥は25万4,000円、申立期間⑦は17万4,000円、申立期間⑧は22万7,000円、申立期間⑨は16万2,000円、申立期間⑩は23万2,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る保険料を納付したか否かについて不明としているが、オンライン記録によると、申立期間当時の申立人を含むA社の被保険者全員について、賞与に係る記録が確認できないことから、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部（愛知）厚生年金 事案 7940

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を平成10年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年2月28日から同年3月1日まで

私は、A事業所からB社に継続して勤務しているため、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA事業所の複数の同僚の証言から判断すると、申立人は同事業所及びB社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A事業所の社会保険関係事務を代行していた社会保険労務士が、「本来、A事業所に係る被保険者の資格喪失日を平成10年3月1日と届け出るべきところを、誤って同年2月28日と届け出たのだと思う。従業員の給与から同年2月の保険料を控除されていたと思う。」と証言していることから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、A事業所におけるオンライン記録の平成10年1月の記録から、22万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によると、A事業所は、平成10年2月28日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の処理がなされているが、複数の同僚は、「A事業所からB社に社名が変わった当時、約10人の従業員が異動した。」と証言している上、オンライン記録により、同事業所において同年2月28日に被保険者資格を喪失した同僚10人が、いずれも翌日の同年3月1日に

B社において被保険者資格を取得していることが確認できることから、A事業所は当該期間において厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当時のA事業所の事業主とは連絡が取れないが、オンライン記録では、平成10年2月28日に同事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の処理がされており、申立期間は同事業所が厚生年金保険の適用事業所として記録管理がなされていない期間であったことから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部（愛知）厚生年金 事案 7941

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成6年11月及び同年12月は20万円、7年1月は19万円、同年2月及び同年3月は20万円、同年4月は19万円、同年5月は18万円、同年6月及び同年7月は19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年11月から9年8月まで

私がA社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額は、実際に同社から支給されていた給与額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額より低く記録されているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成6年11月から7年7月までの期間については、申立人から提出された給与支給明細書により、申立人は、当該期間において、標準報酬月額18万円から22万円に相当する報酬月額を支給され、20万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、上記給与支給明細書において確認できる保険料控除額及び報酬月額から、平成6年11月及び同年12月は

20万円、7年1月は19万円、同年2月及び同年3月は20万円、同年4月は19万円、同年5月は18万円、同年6月及び同年7月は19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与支給明細書において確認できる平成6年11月から7年7月までの報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録における当該期間の標準報酬月額が一致していないことから、事業主は、給与支給明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成7年8月から9年8月までの期間については、申立人から提出された給与支給明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額を超えないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

中部（愛知）厚生年金 事案 7942

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立期間①のうち、平成6年11月から7年7月までを30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年11月から7年9月まで
② 平成7年11月から9年7月まで

ねんきん定期便を確認したところ、A社で勤務した期間のうち申立期間①及び②について標準報酬月額が不当に引き下げられている。

申立期間当時の給与額は約30万円であり、退職まで減額となったことは無い。調査をして、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①のうち、平成6年11月及び同年12月については、同年分給与所得の源泉徴収票において確認できる社会保険料等の控除額から、30万円とすることが妥当である。

また、申立期間①のうち、平成7年1月から同年7月までの期間については、申立人から提出された預金通帳の写しにより、当該期間の給与振込金額は6年11月及び同年12月とほぼ同額であることが確認できる上、複数の同僚から提出された給与支給明細書により、7年1月から同年7月までの厚生年金保険料控

除額は6年11月及び同年12月と同額となっており、申立人の7年1月から同年7月までの保険料控除額も6年11月及び同年12月と同額と考えられることから、7年1月から同年7月までの標準報酬月額についても、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しているが、前述の源泉徴収票及び預金通帳において確認できる給与振込額等の検証結果により推認できる申立人の報酬月額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、前述の検証結果により推認できる報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成7年8月及び同年9月並びに申立期間②については、預金通帳の写しにおいて確認できる給与振込額を検証したところ、同年8月から給与振込額の大幅な増額が確認できるところ、複数の同僚から提出された給与支給明細書によると、当該期間の保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

また、A社は、当該期間に係る資料を保存していないと回答しており、申立人の報酬月額及び保険料控除額について確認できない。

このほか、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（愛知）厚生年金 事案 7943

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立期間①のうち、平成5年11月から6年4月までを26万円、申立期間②を24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年10月から6年9月まで
② 平成6年11月から7年7月まで

申立期間①及び②について、ねんきん定期便に記載されているA社に係る標準報酬月額に対する厚生年金保険料納付額と給与支給明細書の厚生年金保険料が一致していないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給与支給明細書において確認できる保険料控除額から、申立期間①のうち、平成5年11月から6年4月までを26万円、申立期間②を24万円とすることが妥当である。

一方、申立期間①のうち、平成5年10月及び6年5月から同年9月までの期間については、申立人から提出された給与支給明細書において確認できる給与

支給額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額を超えないことから、特例法の保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

なお、申立期間①のうち、平成5年11月から6年4月までの期間及び申立期間②に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しているものの、申立人の給与支給明細書において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額が、長期にわたり一致していないことから、事業主は、給与支給明細書において確認できる報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録は、事後訂正の結果、20万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額とならない記録とされている。

しかし、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録を、20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 9 月から 20 年 8 月まで
ねんきん特別便の記録から間違いに気付いた。給料支払明細書により保険料控除が確認できるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初、17万円と記録されたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成23年12月7日付けで、17万円から20万円に訂正されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額ではなく、当初記録されていた標準報酬月額となっている。

しかし、事業主から提出された給料支払明細書から、申立人は、申立期間において、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額な給与を支給され、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料よりも高額な厚生年金保険

料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準報酬月額については、上記給料支払明細書において確認できる保険料控除額から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の納付義務の履行については、事業主は、平成19年度算定基礎届の内容を間違えて届け出たとしており、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料を納付していないと認めていることから、社会保険事務所（当時）は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録は、事後訂正の結果、30万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額とならない記録とされている。

しかし、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録を、30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 9 月から 20 年 8 月まで

ねんきん特別便の記録から間違いに気付いた。給料支払明細書により保険料控除が確認できるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初、24万円と記録されたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成23年12月7日付けで、24万円から30万円に訂正されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額ではなく、当初記録されていた標準報酬月額となっている。

しかし、事業主から提出された給料支払明細書から、申立人は、申立期間において、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額な給与を支給され、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料よりも高額な厚生年金保険

料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準報酬月額については、上記給料支払明細書において確認できる保険料控除額から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の納付義務の履行については、事業主は、平成19年度算定基礎届の内容を間違えて届け出たとしており、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料を納付していないと認めていることから、社会保険事務所（当時）は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録は、事後訂正の結果、32万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額とならない記録とされている。

しかし、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録を、30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 9 月から 20 年 8 月まで

ねんきん特別便の記録から間違いに気付いた。給料支払明細書により保険料控除が確認できるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初、24万円と記録されたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成23年12月7日付けで、24万円から32万円に訂正されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額ではなく、当初記録されていた標準報酬月額となっている。

しかし、事業主から提出された給料支払明細書から、申立人は、申立期間において、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額な給与を支給され、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料よりも高額な厚生年金保険

料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準報酬月額については、上記給料支払明細書において確認できる保険料控除額から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の納付義務の履行については、事業主は、平成19年度算定基礎届の内容を間違えて届け出たとしており、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料を納付していないと認めていることから、社会保険事務所（当時）は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

中部（岐阜）厚生年金 事案 7947

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録は、事後訂正の結果、22万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額とならない記録とされている。

しかし、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録を、22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 9 月から 20 年 8 月まで
ねんきん特別便の記録から間違いに気付いた。給料支払明細書により保険料控除が確認できるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初、19万円と記録されたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成23年12月7日付けで、19万円から22万円に訂正されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額ではなく、当初記録されていた標準報酬月額となっている。

しかし、事業主から提出された給料支払明細書から、申立人は、申立期間において、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額な給与を支給され、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料よりも高額な厚生年金保険

料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準報酬月額については、上記給料支払明細書において確認できる保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の納付義務の履行については、事業主は、平成19年度算定基礎届の内容を間違えて届け出たとしており、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料を納付していないと認めていることから、社会保険事務所（当時）は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録は、事後訂正の結果、22万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額とならない記録とされている。

しかし、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録を、平成19年9月から同年12月までは22万円、20年1月は24万円、同年2月から同年8月までは22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 9 月から 20 年 8 月まで

ねんきん特別便の記録から間違いに気付いた。給料支払明細書により保険料控除が確認できるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初、19万円と記録されたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成23年12月7日付けで、19万円から22万円に訂正されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額ではなく、当初記録されていた標準報酬月額となっている。

しかし、事業主から提出された給料支払明細書から、申立人は、申立期間において、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額な給与を支給され、オンラ

イン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料よりも高額な厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準報酬月額については、上記給料支払明細書において確認できる保険料控除額から、平成19年9月から同年12月までは22万円、20年1月は24万円、同年2月から同年8月までは22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の納付義務の履行については、事業主は、平成19年度算定基礎届の内容を間違えて届け出たとしており、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料を納付していないと認めていることから、社会保険事務所（当時）は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録は、事後訂正の結果、16万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額とならない記録とされている。

しかし、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録を、16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 9 月から 20 年 8 月まで

ねんきん特別便の記録から間違いに気付いた。給料支払明細書により保険料控除が確認できるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初、13万4,000円と記録されたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成23年12月7日付けで、13万4,000円から16万円に訂正されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額ではなく、当初記録されていた標準報酬月額となっている。

しかし、事業主から提出された給料支払明細書から、申立人は、申立期間において、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額な給与を支給され、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料よりも高額な厚生年金保険

料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準報酬月額については、上記給料支払明細書において確認できる保険料控除額から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の納付義務の履行については、事業主は、平成19年度算定基礎届の内容を間違えて届け出たとしており、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料を納付していないと認めていることから、社会保険事務所（当時）は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

中部（静岡）国民年金 事案 3609

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月から50年3月まで

私の国民年金については、婚姻（昭和50年6月）を契機に、夫がA市役所で加入手続を行ってくれた。義父から未納の国民年金保険料についても特例で遡って納付できることを教えてもらったので、夫が、同市役所で同年7月から同年9月頃までの間に申立期間の保険料9万数千円を一括で納付してくれた。納付を証明するものは無いが、申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年5月頃に払い出され、申立人の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得状況（オンライン記録）から、申立人の国民年金加入手続は、申立人の主張のとおり、同年6月に行われ、この加入手続の際に、資格取得日を43年*月*日（20歳到達日）とする事務処理が行われたものとみられる。この加入手続が行われた時点においては、第2回特例納付が実施（49年1月から50年12月まで）されていたことから、申立期間の国民年金保険料については、特例納付保険料及び過年度保険料を併用して納付することが可能であった。

しかしながら、申立人は、国民年金加入手続及び申立期間に係る国民年金保険料納付については、夫が行ってくれたとしているところ、夫は、口頭意見陳述において、申立人の加入手続及び申立期間に係る保険料納付は亡くなった父親が行ったと述べており、夫も直接関与しておらず、加入手続及び申立期間に係る保険料納付状況の詳細は不明である。

また、夫は、申立期間の国民年金保険料納付金額について、父親から「9万

数千円」と聞いたとしており、9万円を下回る額ではなかったと具体的に主張しているところ、前述の加入手続時期及び夫の父親が申立期間の保険料を納付したとする時期である昭和50年6月から同年9月頃までに特例納付保険料及び過年度保険料として申立期間の保険料を納付した場合の金額は、i) 同年6月又は同年7月時点では、7万5,750円、ii) 同年8月又は同年9月時点では、7万4,100円（48年4月から同年6月までの保険料は時効により納付することはできない。）となり、夫が父親から聞いたと主張する金額とは相違する。仮にこれらの金額に併せて、昭和50年度の現年度保険料（1万3,200円）を納付したとしても、i) 50年6月又は同年7月時点では、8万8,950円、ii) 同年8月又は同年9月時点では、8万7,300円であり、いずれも夫が父親から聞いたと主張する9万円を超える金額となることはない。

さらに、夫の国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）を見ると、昭和54年4月10日付けで、i) 51年4月から同年12月までの国民年金保険料（3万6,000円）が第3回特例納付を利用して、ii) 昭和52年度保険料（2万6,400円）が追納制度を利用してそれぞれ納付されていることが確認できることから、これらの保険料と併せて、当時未納であった52年1月から同年3月までの保険料（4,200円）を過年度保険料として、53年度保険料（3万2,760円）を現年度保険料として納付したとすると、これら合計額は、9万9,360円となり、夫が父親から聞いたと主張する「9万円以上」に一致する上、夫が特例納付制度を利用して納付したと父親から聞いたのは申立人の保険料に対して一度だけであり、自分自身や両親の保険料納付に特例納付制度を利用したと聞いた覚えは無いとしていることから、夫は、これら夫自身に係る保険料納付について父親から聞いた記憶を申立人の申立期間に係る保険料に関するものと取り違えている可能性も否定できない。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、夫又はその父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中部（静岡）国民年金 事案 3610

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から同年9月まで

私は、実家を離れて無職であったため、20歳になったのを契機に母親がA市において国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれたと聞いている。国民年金に加入した月の保険料は納付済みとされ、それより後の6か月間の保険料が未納とされているのは納付できない。また、母親は申立期間に係る母親自身の保険料を納付しているのに、私の保険料を納付しなかったとは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び申立期間に係る国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする母親は既に亡くなっているため、加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、申立人は、20歳になった（昭和48年*月）のを契機に母親がA市において国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれたと聞いているとしているものの、国民年金手帳記号番号払出簿、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及び申立人の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者のオンライン記録における加入状況によると、申立人の国民年金手帳記号番号は50年3月14日に同市において払い出され、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人の国民年金加入手続は、同年3月に初めて行われ、この加入手続の際に、資格取得日を20歳到達時（48年*月）とする事務処理が行われたものとみられる。この加入手続時期を基準とすると、申立人は、申立期間当時、国民年金に未加入であったことから、母親は保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、母親は申立期間に係る母親自身の国民年金保険料を納付

しているのに、申立人の保険料を納付しなかったとは考えられないとしているところ、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録によると、母親の国民年金手帳記号番号は昭和43年4月に払い出され、母親は、同年4月に国民年金に任意加入し保険料を納付していることが確認できることから、申立期間当時国民年金に未加入であった申立人とは状況が異なり、母親が申立期間に係る母親自身の保険料を納付していることをもって、申立人の保険料についても納付していたとまでは推認することはできない。

加えて、国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）によると、申立期間直前の昭和48年*月（20歳到達月）の国民年金保険料は、第2回特例納付制度を利用して50年12月17日に納付され、同日に、申立期間直後の48年10月から49年3月までの6か月の保険料は過年度保険料として遡って納付されていることが確認できる。この特例納付保険料及び過年度保険料の納付時点において、申立期間の保険料は、既に2年の時効が成立しているため過年度保険料として納付することができない上、第2回特例納付制度の納付可能期間（36年4月から48年3月まで）とされていない期間の保険料であったことから、母親は申立期間の保険料を遡って納付することはできなかったものと考えられる。

その上、A市の国民年金被保険者名簿において、申立期間の国民年金保険料は未納とされており、オンライン記録との食い違いは無い。

このほか、母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中部（愛知）厚生年金 事案 7950

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで
申立期間については、厚生年金保険の被保険者記録が無い期間とされている。

しかし、私は平成 4 年 3 月 31 日まで A 社に勤務していたため、厚生年金保険の資格喪失日は同年 4 月 1 日となるはずなので、申立期間について年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人は、申立期間において継続して A 社に勤務していたことは認められる。

しかし、オンライン記録によると、A 社は平成 18 年 11 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているとともに、申立期間当時の事業主も既に死亡している上、申立期間において、同社に係る厚生年金保険被保険者記録が認められる同僚（元事業主の妻）は、「A 社は平成 18 年に閉鎖されており、当時の資料は保管していないため、詳しいことは分からない。」と証言している。

また、申立人及び上記同僚が名前を挙げている A 社の申立期間当時の社会保険事務担当者及び申立人と同様に月の末日を厚生年金保険の資格喪失日として記録されている同社の複数の同僚とはいずれも連絡が取れないことから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（愛知）厚生年金 事案 7951

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年5月から39年3月まで
申立期間について、A社から支払われた給与額と比較して、ねんきん定期便の標準報酬月額が低い記録になっているので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、「A社から支払われた給与は、ねんきん定期便の記録よりも高かった。」と主張している。

しかし、A社は平成14年5月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているとともに、申立期間当時の事業主は既に死亡している上、同社が適用事業所ではなくなった当時の事業主は、「申立期間当時の資料を保管しておらず、社会保険事務の担当者も死亡しているため、当時の給与の支払状況、社会保険事務所（当時）への届出及び保険料納付などの詳しいことは分からない。」と証言している。

また、申立期間にA社において厚生年金保険の被保険者資格を取得している複数の同僚のオンライン記録から、当該期間における申立人の標準報酬月額のみが不自然に低いといった状況はうかがえない。

さらに、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿、厚生年金保険被保険者原票及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）における標準報酬月額の記録は、いずれもオンライン記録と一致している上、当該被保険者名簿、被保険者原票及び被保険者台帳の標準報酬月額に係る記載に不備は無く、遡って訂正された形跡も見当たらない。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（愛知）厚生年金 事案 7952

第1 委員会の結論

- 1 申立人は、申立期間のうち、平成4年1月1日から同年8月16日までの期間について、A社B支店の厚生年金保険被保険者として、また、同年9月1日から8年4月1日までの期間について、C社（現在は、D社）の厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。
- 2 申立人は、申立期間のうち、平成4年8月16日から同年9月1日までの期間、8年4月1日から9年3月28日までの期間及び11年*月*日から12年2月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。
- 3 申立人は、申立期間のうち、平成4年1月1日から同年8月16日までの期間、同年9月1日から8年4月1日までの期間及び9年3月28日から11年*月*日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年1月から12年1月頃まで

日本年金機構の厚生年金保険被保険者記録は全て偽造されており、C社の被保険者記録のある期間は、A社B支店における被保険者記録に、同社B支店の被保険者記録のある期間は、C社における被保険者記録に訂正し、同社及びA社B支店のそれぞれの標準報酬月額についても、正しくしてほしい。

また、被保険者として記録の無い平成4年8月16日から同年9月1日までの期間、8年4月1日から9年3月28日までの期間及び11年*月*日から12年2月1日までの期間について、C社かA社B支店かE社に勤務していたので、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

さらに、E社における厚生年金保険の被保険者期間及び標準報酬月額についても正しくしてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

- 1 i) 申立期間のうち、平成4年1月1日から同年8月16日までの期間につ

いて、申立人のC社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できるところ、申立人は、当該期間について、A社B支店における被保険者記録に訂正してほしいと主張し、また、ii) 申立期間のうち、同年9月1日から8年4月1日までの期間について、申立人の同社B支店に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できるところ、申立人は、当該期間についてC社における被保険者記録に訂正してほしいと主張し申し立てている。

しかしながら、i) 申立期間のうち、平成4年1月1日から同年8月16日までの期間について、A社は、申立人の入社に係る稟議書の写し及び退職に係る稟議書の写しを提出し、申立人の勤務期間を同年9月1日から8年3月31日までと回答しており、この回答は、雇用保険の加入記録と一致している上、オンライン記録の同社B支店における被保険者資格取得日(4年9月1日)及び被保険者資格喪失日(8年4月1日)と符合し、同社の加入するF健康保険組合の加入記録及びG厚生年金基金の加入記録とも一致していることが確認できる。

また、ii) 申立期間のうち、平成4年9月1日から8年4月1日までの期間について、D社は、「厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書および標準報酬決定通知書」の写し及び「厚生年金保険資格喪失確認通知書」の写しを提出し、申立人の勤務期間を4年1月1日から同年8月15日までと回答しており、この回答は、雇用保険の加入記録と一致している上、オンライン記録のC社における被保険者資格取得日(同年1月1日)及び被保険者資格喪失日(同年8月16日)と符合し、同社の加入するH健康保険組合における加入記録とも一致していることが確認できる。

さらに、申立人の妻は、C社における被保険者期間及びA社B支店における被保険者期間について、「以前に社会保険事務所で見たコンピューターの夫の年金記録は、A社B支店の被保険者記録の次にC社の被保険者記録であった。現在の被保険者記録はC社の次にA社B支店となっており、作り変えられた。」と主張し、申し立てているものの、オンライン記録によれば、申立人のC社及びA社B支店に係る被保険者記録について、遡って訂正された形跡は無い。

加えて、C社において被保険者記録のある同僚及びA社B支店において被保険者記録のある同僚に対して照会しても、申立人の勤務期間を記憶している者はいない。

このほか、申立人の申立期間のうち平成4年1月1日から同年8月16日までの期間におけるA社B支店に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除並びに同年9月1日から8年4月1日までの期間におけるC社に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成4年1月1日から同年8月16日までの期間については、A社B支店に係る厚生年金保険被保険者として、同年9月1日から8年4月1日までの期間については、C社の厚生年金保険

被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 2 i) 申立期間のうち、平成4年8月16日から同年9月1日までの期間について、申立人は、当該期間は被保険者となっていないが、C社及びA社B支店において勤務していたと主張し、また、ii) 申立期間のうち、8年4月1日から9年3月28日までの期間について、申立人は、当該期間は被保険者となっていないが、C社、A社B支店又はE社において勤務していたと主張し、さらに、iii) 申立期間のうち、11年*月*日から12年2月1日までの期間について、申立人は、E社に勤務していたにもかかわらず厚生年金保険被保険者記録が無いと主張し、申し立てている。

しかしながら、i) 申立期間のうち、平成4年8月16日から同年9月1日までの期間について、前述のD社の回答、C社における雇用保険の加入記録及びH健康保険組合の加入記録並びにA社B支店の回答、同社B支店における雇用保険の加入記録、F健康保険組合の加入記録及びG厚生年金基金の加入記録によれば、申立人の当該期間におけるC社及びA社B支店の勤務及び保険料の控除は確認できない。

また、ii) 申立期間のうち、8年4月1日から9年3月28日までの期間について、D社の回答、C社における雇用保険の加入記録及びH健康保険組合の加入記録並びにA社の回答、同社B支店における雇用保険の加入記録、F健康保険組合の加入記録及びG厚生年金基金の加入記録により、申立人の当該期間に係るC社及びA社B支店における勤務及び厚生年金保険料の控除は確認できない上、E社から提出された申立人の履歴書、雇用保険の加入記録、支給記録及びI厚生年金基金の厚生年金基金加入員台帳により、申立人の当該期間に係る同社における勤務及び厚生年金保険料の控除は確認できない。

さらに、E社において被保険者記録のある同僚に対して照会しても、申立人の勤務期間を記憶している者はいない。

このほか、申立人の申立期間のうち平成4年8月16日から同年9月1日までの期間及び8年4月1日から9年3月28日までの期間について勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

また、iii) 申立期間のうち、平成11年*月*日から12年2月1日までの期間について、雇用保険の加入記録、E社の加入するJ健康保険組合の加入記録及び同社から提出された給与支給明細書の写しによれば、申立人が当該期間に同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、E社から提出された「厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」の写しに記載された資格喪失日は平成11年*月*日であることが確認できる上、当時の厚生年金保険法第9条には、「適用事業所に使用される65歳未満の者は、厚生年金保険の被保険者とする。」と規定されており、オンライン記録の資格喪失日(同年*月*日)は、申立人が満65歳に到達した日であることが確認できる。

また、E社の加入するI厚生年金基金から提出されたI厚生年金基金加入員台帳によれば、資格喪失日はオンライン記録と同日の平成11年*月*日であることが確認できる。

さらに、前述の給与支給明細書によれば、当該期間に係る健康保険料の控除の記載は確認できるものの、厚生年金保険料の控除については記載が無い。

このほか、申立人の申立期間のうち、平成11年*月*日から12年2月1日までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、厚生年金保険被保険者として平成4年8月16日から同年9月1日までの期間、8年4月1日から9年3月28日までの期間及び11年*月*日から12年2月1日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 3 申立人は、i) 申立期間のうち、平成4年1月1日から同年8月16日までの期間について、C社における給与の振込が36万円ほどであったと主張し、また、ii) 申立期間のうち、同年9月1日から8年4月1日までの期間について、A社B支店における給与の振込が34万円ほどであったと主張し、さらに、iii) 申立期間のうち、9年3月28日から11年*月*日までの期間については、E社における給与の振込額が34万円から43万円ほどあったと主張して、標準報酬月額の変遷を申し立てている。

しかしながら、i) 申立期間のうち、平成4年1月1日から同年8月16日までの期間について、前述のD社から提出された「厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬月額決定通知書」の写し及び「厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」の写しに記載されている標準報酬月額は38万円である上、H健康保険組合から提出された「健康保険被保険者資格取得届」の写し及び「健康保険被保険者資格喪失届」の写しに記載されている標準報酬月額も38万円であり、オンライン記録と一致している。

また、D社は、申立人に係る賃金台帳等の資料の保管は無いとしている上、申立人についても同社における給与明細書等の給与の支給額及び保険料控除額を確認できる資料並びに給与の振込のあった預金通帳の保管は無いとしている。

さらに、ii) 申立期間のうち、平成4年9月1日から8年4月1日までの期間について、A社B支店から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書および標準報酬決定通知書」の写しに記載されている標準報酬月額20万円は、オンライン記録の同社B支店における資格取得時の標準報酬月額と一致している上、企業年金連合会から提出されたG厚生年金基金の中脱記録照会（回答）によれば、申立人の標準報酬月額は、4年9月から5年7月までは20万円、同年8月から8年3月までは26万円であり、オンライン記録と一致していることが確認できる。

加えて、A社B支店は、申立人に係る賃金台帳等の資料の保管は無いとしている上、申立人についても同社B支店における給与明細書等の給与の支給

額及び保険料控除額を確認できる資料並びに給与の振込みのあった預金通帳の保管は無いとしている。

また、iii) 申立期間のうち、平成9年3月28日から11年*月*日までの期間については、E社から提出された「厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」の写しによれば、申立人の資格喪失時の標準報酬月額が18万円であるとともに、前述のJ健康保険組合の回答及びI厚生年金基金加入員台帳の標準報酬月額の記録についても、同社における資格取得から資格喪失まで18万円の標準報酬月額であり、オンライン記録と一致している上、同社は、申立人の9年3月から10年3月までの賃金台帳等の資料の保管は無いとしているものの、同年4月から11年6月までの給与支給明細書の写しを提出しており、当該給与支給明細書の写しによれば、「厚生年金」の欄に記載されている保険料額は、厚生年金保険料及び厚生年金基金の掛金の合計額であり、標準報酬月額18万円に見合う厚生年金保険料及び支給額であることが確認できる。

さらに、E社における平成9年3月28日から11年*月*日までの期間のうち、同社が賃金台帳等の資料の保管は無いとしている9年3月から10年3月までの期間については、申立人も同様に、同社における給与明細書等の給与の支給額及び保険料控除額を確認できる資料並びに給与の振込みのあった預金通帳の保管は無いとしている。

加えて、申立人のC社、A社B支店及びE社における標準報酬月額の記録について、遡及して訂正された形跡は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、平成4年1月1日から同年8月16日までの期間、同年9月1日から8年4月1日までの期間及び9年3月28日から11年*月*日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（岐阜）厚生年金 事案 7953

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 10 月 6 日から 47 年 11 月 1 日まで

昭和 45 年に、勤務していた A 事業所が倒産し B 社に再就職したが、その後 A 事業所が再建され、同年 10 月から同事業所に勤務した。健康保険被保険者証も所持していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、複数の同僚の証言から判断すると、申立人は、期間の特定はできないものの、A 事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、オンライン記録及び事業所台帳によると、A 事業所は、昭和 45 年 8 月 4 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間において適用事業所であった記録は確認できない。

また、申立人及び複数の同僚が記憶する A 事業所の上司及び同社再建後も同社で勤務したとする同僚についても、申立期間において厚生年金保険被保険者記録のある者はいない。

さらに、A 事業所の事業主は連絡先不明のため、申立期間における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（岐阜）厚生年金 事案 7954

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 8 月 8 日
A社において、平成 20 年 8 月の賞与の記録が無いので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与支払明細書により、申立人は、申立期間に賞与が支給されているものの、当該賞与支払明細書において厚生年金保険料が控除されていないこと、及び同僚は、「平成 20 年 8 月は賞与という名称だったが、厚生年金保険料は控除されていなかった。」と証言していることから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていないことが確認できる。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

中部（三重）厚生年金 事案 7955

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 10 月から 54 年頃まで
私は、昭和 46 年 10 月から 54 年頃まで、A社又はB社で従事していた。
その間の記録が無いのは納得がいかない。記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人は申立期間のうち、昭和48年8月21日から49年8月22日までの期間はA社のC支店、同年8月23日から同年12月9日までの期間は同社のD支店、同年12月18日から50年1月20日までの期間、同年5月26日から同年8月7日までの期間及び同年10月21日から51年11月12日までの期間は同社のE支店、52年1月11日から同年4月6日までの期間はB社、同年4月6日から53年3月4日までの期間はA社のF支店、同年3月6日から同年7月30日までの期間はB社並びに同年8月1日から54年5月14日までの期間はA社のF支店に勤務していたことが認められ、また、50年1月13日から同年5月25日までの期間についても、事業所名は不明であるが、雇用保険の記録が確認できる。

しかし、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、B社は、昭和51年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、同年11月30日以前は適用事業所であったことが確認できない。

また、A社は、「当時の資料が現存せず、不明。」と回答しているが、同社の事務担当者は、「当時、社会保険は支店単位で処理し、G国民健康保険組合の第二種組合員、失業保険及び労災保険であり、厚生年金保険は加入させていなかった。」と証言している。

さらに、B社は、平成18年4月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主も既に死亡しているため、申立人の厚生年金保険の

取扱いについて確認できないが、同社の当時の事務担当者は、「当時、社会保険は、G国民健康保険組合の第二種組合員、失業保険及び労災保険であり、厚生年金保険は加入させていなかった。」と証言している。

加えて、A社及びB社に係る厚生年金保険被保険者名簿及び原票を確認したものの、申立期間において、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（愛知）厚生年金 事案 7956

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年4月1日から33年10月20日まで
② 昭和33年10月21日から35年10月21日まで

私は、A社を退職後、脱退手当金を請求した記憶も、受給した記憶も無いので、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月半後の昭和36年3月7日に支給決定されている上、申立人の当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ。

また、申立人の脱退手当金は、上述のとおり昭和36年3月7日に支給決定されているが、当時は通算年金通則法施行前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金を受給することはできなかったことから、申立期間②の事業所を退職後、厚生年金保険被保険者資格を取得していない申立人が、脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえ。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別の事業所の厚生年金保険被保険者期間があるが、当該被保険者期間と申立期間の被保険者期間とは別番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することだけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。

中部（愛知）厚生年金 事案 7957

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 6 月 21 日から 39 年 4 月 1 日まで

私は、国民年金を受給する際に年金記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給されているため厚生年金の支給対象とはならないことが分かった。

しかし、脱退手当金を受給した記憶は無く、どうしても納得できないので申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和39年8月24日に支給決定されているほか、厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁（当時）から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所（当時）に回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。